

## 2. 「第二次検定のみ」の受検対象者(旧受検資格)および提出書類

### (1) 受検対象者

以下の受検対象区分①～④のいずれかに該当する者が「第二次検定のみ」を受検できます。

#### 受検対象区分①

「第一次検定・第二次検定」を受検し、第一次検定のみ合格した者

- ・再受検申込者に該当します。

※第一次検定が免除されるのは、合格した第一次検定と同じ受検種別に限ります。

#### 受検対象区分②

「第一次検定のみ」を受検して合格し、所定の実務経験（7～8ページ）を満たした者

※第一次検定が免除されるのは、合格した第一次検定と同じ受検種別に限ります。

#### 受検対象区分③

技術士試験の合格者<sup>\*</sup>で、所定の実務経験（7～8ページ）を満たした者

※技術士法による第二次試験(平成15年文部科学省令第36号による技術士法施行規則の一部改正前の第二

次試験合格者を含む)のうち以下の技術部門に合格した者

- ・建設部門
- ・水道部門
- ・上下水道部門（水道部門）
- ・農業部門（選択科目：農業土木、農業農村工学）
- ・林業部門（選択科目：森林土木）
- ・森林部門（選択科目：森林土木）
- ・水産部門（選択科目：水産土木）
- ・総合技術監理部門（選択科目：建設部門、水道部門、上下水道部門のいずれかに係るもの）
- ・総合技術監理部門（選択科目：農業農村工学、農業土木、森林土木、水産土木）

#### 受検対象区分④

平成28年度から令和2年度の「学科試験のみ」を受検して合格し、所定の実務経験（7～8ページ）を満たした者は、当該合格年度の初日から起算して12年以内に連続して2回の「第二次検定」を第一次検定免除で受検することができます。

※第一次検定が免除されるのは、合格した学科試験と同じ受検種目・受検種別に限ります。

### (2) 提出書類

受検対象区分によって提出書類が異なりますので、受検対象区分に応じた必要書類を提出してください。

#### 受検対象区分①

この受検対象区分の方は、再受検申込者に該当します。

インターネットでの申込みとなり、書面による申込みはできません。

再受検申込みの詳細は、当センターホームページを確認してください。

#### 受検対象区分②

新規受検申込者の提出書類です。再受検申込の方は19ページを参照してください。

- ・A票・C票・D票
- ・住民票（17ページ参照）
- ・証明用写真（17ページ参照）
- ・振替払込受付証明書（17ページ参照）
- ・2級土木施工管理技術検定第一次検定に合格したことを証する書類（写）
- ・卒業証明書（18ページ参照）

※実務経験が8年以上ある方は、卒業証明書の提出は不要です。

#### 受検対象区分③

新規受検申込者の提出書類です。再受検申込の方は19ページを参照してください。

- ・A票・C票・D票
- ・住民票（17ページ参照）
- ・証明用写真（17ページ参照）
- ・振替払込受付証明書（17ページ参照）
- ・技術士第二次試験に合格したことを証する書類（18ページ参照）
- ・卒業証明書（18ページ参照）

※実務経験が8年以上ある方は、卒業証明書の提出は不要です。

#### 受検対象区分④

《有効期間内における連続する1回目の受検申込者の提出書類》

- ・A票・C票・D票
- ・住民票（17ページ参照）
- ・証明用写真（17ページ参照）
- ・振替払込受付証明書（17ページ参照）
- ・学科試験合格通知書の写し（18ページ参照）
- ・卒業証明書（18ページ参照）

※平成28年度以降の学科試験合格者で実務経験が8年以上ある方は、卒業証明書の提出は不要です。

《有効期間内における連続する2回目の受検申込者の提出書類》

- ・A票（A-1, A-2のみ記入）
- ・C票（必要事項全て記入）
- ・D票（「振替払込受付証明書（お客様用）」と「令和6年度の受検票等」を貼り付けたもの）
- ・証明用写真（17ページ参照）

(3) 受検資格(旧受検資格)および提出書類（受検対象区分②、③、④の者）

- (1) 受検資格区分（イ）、（ロ）、（ハ）、（ニ）のいずれかに該当する者が受検できます。
- (2) 受検申請書類（**A票**、**C票**、**D票**）及び必要な証明書類等を提出してください。  
※申込みに必要な書類に不足・不備があると受検できません。
- (3) 実務経験の内容及び年数、実務経験の証明等については、9～16ページを参照してください。

- (4) 指定学科・専修学校等の取り扱いについては、41ページおよび当センターホームページ内の「指定学科一覧」を参照してください。
- (5) 再受検申込者は19ページを参照してください。

**ご注意**

- ・申込書類提出後の種別、検定区分及び新・旧の受検資格区分等の変更はできません。

**受検資格区分(イ)(ロ)(ハ)(二)最終学歴卒業後の実務経験年数**

区分	学歴	土木施工管理に関する必要な実務経験年数		受検資格に応じて必要な証明書類	申込みに必要な書類 新規受検申込者全員が必要な書類
		指定学科	指定学科以外		
(イ)	学校教育法による  大学  専門学校の「高度専門士」 *1	卒業後 <b>1年以上</b> の実務経験年数	卒業後 <b>1年6か月以上</b> の実務経験年数		① <b>A票</b> ・21～22ページ参照  ② <b>C票</b> ・25～26ページ参照 ・証明用写真を貼付（17ページ参照）  ③ <b>D票</b> ・24ページ参照 ・振替払込受付証明書を貼付（17ページ参照）  ④ 住民票 ・17ページ参照
(ロ)	学校教育法による  短期大学  高等専門学校（5年制）  専門学校の「専門士」 *2	卒業後 <b>2年以上</b> の実務経験年数	卒業後 <b>3年以上</b> の実務経験年数	卒業証明書（18ページ参照） ・卒業証明書は原本のみ ・卒業式で授与される卒業証書は不可 ・卒業証明書が旧姓の方は、戸籍抄本等（原本のみ）が必要です ・高度専門士・専門士は、称号が記載された卒業証明書が必要です（記載がない場合は別途証明書が必要） ・専修学校専門課程の卒業証明書には「専門課程」の記載が必要です	
(ハ)	学校教育法による  高等学校  中等教育学校（中高一貫6年）  専修学校の専門課程	卒業後 <b>3年以上</b> の実務経験年数	卒業後 <b>4年6か月以上</b> の実務経験年数		
(二)	その他（学歴を問わず）	<b>8年以上</b> の実務経験年数		—	

\*1 18ページ参照

\*2 18ページ参照